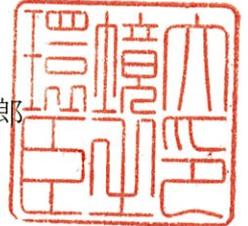


諮問第531号  
環自国発第2007202号  
令和2年7月20日

中央環境審議会会長  
武内 和彦 殿

環境大臣 小泉 進次郎



自然公園法の施行状況等を踏まえた自然公園制度の今後の在り方について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、自然公園法（昭和32年法律第161号）の施行状況等を踏まえた自然公園制度の今後の在り方について貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

平成21年の自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号。以下「改正法」という。）では、生物の多様性に対する国民的な関心の高まりを踏まえ、国立公園等における保全対策の強化等を図り、より積極的に生物の多様性の確保に寄与するための所要の措置を講じた。

改正法附則第9条においては「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新自然公園法及び新自然環境保全法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新自然公園法及び新自然環境保全法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、改正法の施行から5年を経過していることから、自然公園法の施行状況等を踏まえ、今般、自然公園制度の今後の在り方について貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第1125号  
令和2年7月21日

中央環境審議会 自然環境部会  
部会長 武内 和彦 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



自然公園法の施行状況等を踏まえた自然公園制度の今後の在り方について（付議）

令和2年7月20日付け諮問第531号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、自然環境部会に付議する。

## 自然公園等小委員会の設置について

平成25年3月26日

平成26年10月27日一部改正

令和2年8月14日一部改正

自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 自然環境部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、自然公園等小委員会を置く。
- 2 自然公園等小委員会は、自然公園法（昭和32年法律161号）及び自然環境保全法（昭和47年法律85号）の規定により中央環境審議会の権限に属させられた事項のうち、次に掲げる事項（国立・国定公園の新規指定及びこれに伴う公園計画の決定、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域の新規指定及びこれに伴う保全計画の決定並びにその他の自然公園法及び自然環境保全法の施行上重要な事項に関するものとして自然環境部会長が認めるものを除く。）を調査審議する。
  - イ 国立公園又は国定公園の区域の変更に関するもの
  - ロ 国立公園又は国定公園の公園計画の変更に関するもの
  - ハ 国立公園の公園事業の決定等及び生態系維持回復事業計画の策定等に関するもの
  - ニ 原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域の区域の変更に関するもの
  - ホ 原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域における保全計画の変更に関するもの
  - ヘ 自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画の策定等に関するもの
- 3 自然公園等小委員会は、自然公園法の施行状況等を踏まえ、自然公園制度の今後の在り方について調査審議する。
- 4 自然公園等小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。

## 施行状況等を踏まえた自然公園制度の 今後の在り方に係る検討の進め方について

### 1. これまでの経緯及び自然公園等小委員会における検討の進め方について

- ・ 令和元年度に「自然公園制度のあり方検討会」を「利用のあり方分科会」、「公園事業・集団施設地区のあり方分科会」の2分科会含め、のべ6回開催した。
- ・ とりまとめ報告書として、「今後の自然公園制度のあり方に関する提言」を令和2年5月15日に公表した。
- ・ 今年度は中央環境審議会自然公園等小委員会に議論の場を移し、上記の提言を踏まえながら、更に検討を進める。

### 2. スケジュール（予定）

第1回 令和2年8月21日（金）

- ・ 自然公園法の施行状況等を踏まえた自然公園制度の今後の在り方（諮問）
- ・ 「今後の自然公園制度のあり方に関する提言」について

第2回 令和2年11月12日（木）

- ・ 自然公園制度の今後の在り方に関する検討

第3回 令和2年12月15日（火）

- ・ 報告書案についての検討

#### ◆パブリックコメント（1ヶ月程度）

第4回 令和3年1月26日（火）

- ・ 報告書とりまとめ

#### ◆答申

# 「今後の自然公園制度のあり方に関する提言」

## 基本的な方向性

少子高齢化・人口減少社会や旅行ニーズの変化等の中、**自然公園制度は大きな転換期**。**国立公園満喫プロジェクト3年間の成果**を踏まえ、国立公園の最大の魅力である**自然そのものを保護しつつ、地域資源としての価値を活用・向上させる「好循環」を生み出す政策に転換**していくことが重要。

→地域の特質に応じた**「活用の方針」**を打ち立て、**利用を適切にマネジメントおよびコントロール**しつつ、世界水準の**「質」の高い自然を満喫できるツーリズム**を促進する。これにより、**地域社会の発展とインバウンド推進にも寄与**。

また、**自然公園の管理体制の充実強化、気候変動への適応、地域循環共生圏の創出**を提言。

## 国立・国定公園の利用環境の充実

- (1)国立・国定公園のテーマやストーリーを踏まえた望ましい利用のあり方の検討のため、地域とともに**「利用のゾーニング（区域分け）」**の検討が必要。
- (2)従来の利用施設整備に加え、**公園計画に基づき、自然体験プログラムの促進等のための事業計画**を新設。受入体制整備や自然体験プログラムの提供・開発促進等を国・自治体及び民間団体が実施。
- (3)地域の**「自主ルールでは対応しきれない行為の規制（動物への餌付けやドローンの飛行等）」**より良い**「利用環境の維持のための利用調整地区」**
- (4)**「利用者負担の仕組みづくり」**の検討。



## 公園事業・集団施設地区の再生・上質化

- (1)集団施設地区など公園利用の拠点となるエリアの**「廃屋化・機能低下が進行」**。**「地域とともに、エリアの再生・上質化のためのマスタープランを作成」**し、廃屋撤去、新たな投資、機能充実、景観デザインの統一等を推進。
- (2)新たな廃屋化の防止のため、中小企業庁等と適切な連携体制を構築し、**「公園事業者の事業再生、円滑な事業終了の支援等」**。
- (3)権原の譲渡や所有・経営・運営の分離に対応するため**「権原の譲渡の手続き新設と地位承継、措置命令」**。



イメージの共有